

農業委員会だより

編集・発行
丸森町農業委員会
丸森町字鳥屋120
TEL72-3029 FAX72-3041

令和7年度 農業労働賃金の標準額表

作業名		単位	標準額(円)		備考
				内消費税額 円	
育苗		1箱当り	880	80	稚苗・ハウス渡しとする
耕起	機械使用	10アール当り	6,300	573	耕深は概ね15cm目標
堆肥散布	機械使用	10アール当り	3,800	345	
砕土	機械使用	10アール当り	4,200	382	
くろぬり	機械使用	10m当り	570	52	
代かき	機械使用	10アール当り	6,500	591	
田植え	機械使用	10アール当り	8,800	800	苗運搬・隅植え含む
肥料散布	機械持込み	10アール当り	1,100	100	肥料代は除く 側条施肥の肥料散布含む
薬剤散布 (防除作業)	機械持込み (主な使用機械:動噴・ ブームスプレーヤ・ 農業用ドローン)	10アール当り	1,110	101	薬品代は除く
稲刈り	バインダー	10アール当り	9,350	850	縄持ち・刈取のみ
	コンバイン		22,300	2,027	籾運搬を含む
収穫一貫作業	コンバイン 乾燥・調整	10アール当り	37,000	3,364	
収穫一貫作業 (色選含む)	コンバイン 乾燥・調整	10アール当り	39,600	3,600	色選(3,740円/10a)含む
色選		30kg/1袋	490	45	持ち込み
脱穀	ハーベスタ	10アール当り	8,820	802	籾運搬を含む
乾燥・調整	機械使用	1俵当り	2,100	191	籾摺りを含む 水分23%以下の籾
籾摺り	機械使用	1俵当り	1,100	100	
畑耕起	機械使用	10アール当り	6,930	630	平坦部を基準とし、作付 可能状態とする
農事一般作業		1日当り	8,000	—	食事なし

(注)

1. 上記標準額は、作業条件が良好な圃場を前提としております。未整理地・飛び田・土質等作業条件が異なる場合は、話し合いにより決めてください。
2. 上記標準額は、令和6年度時点での農業資材費・燃油代・電気料金等を参考に設定しております。これ以上の価格の高騰があった場合は、話し合いにより決めてください。
3. 1日の労働時間は8時間を前提(参考:1,000円/1時間)としております。
超過作業については、話し合いにより決めてください。
5. 10アールは、実測面積です。

丸森町農業委員会だより

●農地に関する相談は各地区の農業委員へ

農地の貸し借り、転用等の農地移動に関すること、農業者年金への加入、農業新聞の購読等、農業経営全般にわたり困ったことがありましたら、各地区の農業委員へご相談ください。

■調査・相談担当地区(令和7年3月)

地 区	氏 名	電話番号	担当行政区
丸 森	菊地 健一	72-6189	横町・本町・深山・田町・川前・鳥屋・新町・羽入・東向・上滝・五福谷・中通
	大槻 謙喜	75-2629	大川口・竹谷・欠入・峠・廻倉・羽出庭・小坊木
金 山	二階堂 久男	78-1724	金山全域
筆 甫	太田 茂樹	76-2015	筆甫全域
大 内	阿部 喜六	79-2222	大山・青葉上・青葉南・青葉北・佐野・黒佐野・東福田・岩城南平・竹の内・西向
	石田 真利子	79-2676	空久保・上町・下町・横手・山屋敷・中平・七夕・南伊手・北伊手・田辺・田林
小 斎	菅野 一彦	78-2427	小斎全域
館矢間	根元 茂	72-6501	1 区東・1 区西・2 区東・2 区中・2 区西
	高橋 孝志	72-6577	山田・南木沼・木沼・松掛
大 張	宍戸 紀彦	75-2174	大張全域
耕 野	佐藤 静男	75-2040	耕野全域

●農地の集積・集約化に関する相談は各地区の推進委員へ

経営農地の拡大・集約・新規就農等の農地の集積・集約等をお考えの方は、各地区の推進委員へご相談ください。

■調査・相談担当地区(令和7年3月)

地 区	氏 名	電話番号	担当行政区
丸 森	大橋 光子	86-4589	横町・本町・深山・田町・川前・鳥屋・新町・羽入・東向・上滝・五福谷・中通
	佐藤 真由美	72-6175	大川口・竹谷・欠入・峠・廻倉・羽出庭・小坊木
金 山	大野 吉宏	79-2481	金山全域
筆 甫	大橋 三枝	76-2046	筆甫全域
大 内	瀧野 正浩	79-2502	大山・青葉上・青葉南・青葉北・佐野・黒佐野・東福田・岩城南平・竹の内・西向
	大槻 光	79-2366	空久保・上町・下町・横手・山屋敷・中平・七夕・南伊手・北伊手・田辺・田林
小 斎	天野 康弘	78-1161	小斎全域
館矢間	菊池 武則	72-1286	1 区東・1 区西・2 区東・2 区中・2 区西
	菊地 清弘	72-6577	山田・南木沼・木沼・松掛
大 張	佐藤 正敏	75-2327	大張全域
耕 野	佐藤 市夫	75-3315	耕野全域

○お知らせ

令和7年4月から農地の貸借の制度が変わります

下図の①又は②のいずれかの農地貸借の手続きとなります。

農地貸借の手続き	4月1日以降
①農地法第3条による貸借	継続
②農地中間管理事業による貸借	継続
③農用地利用集積計画による貸借	廃止

①と②の農地貸借の手続きの違い

区分	①農地法第3条による貸借	②農地中間管理事業
契約形態	貸し手、借り手の相対契約 	貸し手、農地中間管理機構、借り手の3者契約 
期間満了後	自動更新 解約の許可申請が必要	自動的に貸し手に戻る

農地中間管理事業では物納払いが認められず、金納払いのみとなります。
物納払いでの支払いを希望される場合は、農地法第3条での契約となります。

こんなときは農業委員会の許可や届出が必要です

○農地を借りるとき・貸すとき・買うとき・売るとき

農地法第3条による許可、または農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等が必要です。（下限面積要件が撤廃され、農地を借りる方、買う方の経営面積の条件が無くなりました。**ただし、農地を買う方・借りる方の耕作が絶対条件です。**）

○農地を相続したとき

相続登記が完了した農地分（田・畑）について、農業委員会へ届出をお願いします。

正当な理由が無く届出を怠った時は、10万円以下の過料適応対象となりますので、ご注意ください。

○農地を宅地など他の目的で使いたいとき（農地転用）

農地転用をする際は事前に農業委員会に転用許可申請書を提出し、宮城県からの転用許可を受けるひつようがあります。

基本的に転用が認められていない区域もありますが、農地転用をお考えの方はまずは農業委員会へご相談ください。なお、無許可で農地を転用した場合や、転用許可後に事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反していることになり、工事の中止や現状回復等の命令がされる場合があります。さらに、懲役や罰金等の非常に重い罰則がありますのでご注意ください。

農業者年金は公的な積立年金です

農業者年金に加入しませんか！

農業者の皆さん、老後に備えるため農業者年金に加入しませんか！加入の相談は農業委員会へ

○加入資格

- ①60歳未満で年間60日以上農業に従事
- ②国民年金の第1号被保険者

○農業者年金のメリット

- ①確定拠出型年金の終身年金
- ②全額社会保険料控除

購読しましょう！

「全国農業新聞」

農政、農業、農村の動きや知っておきたい経営情報・流通情報が満載の農業総合専門誌です。

購読のお申し込みは、農業委員会へ

○発行日 毎週金曜日

○購読料

新聞本紙 月700円 年8,400円
(送料・税込み)

電子版 月500円 年6,000円
(税込み)

丸森町農地賃借料情報

令和6年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。

1. 田の部

区分	平均額	最高額	最低額	件数
1. 基盤整備地域 (概ね30a程度)	18,800 円	18,800 円	18,800 円	13 件
2. 基盤整備地域 (概ね10a程度)	5,100 円	9,400 円	3,000 円	3 件
3. 平野部	6,400 円	9,400 円	4,500 円	6 件
4. 中山間地域	9,400 円	9,400 円	9,400 円	1 件

2. 畑(普通畑・飼料畑)の部

区分	平均額	最高額	最低額	件数
畑	4,000 円	5,000 円	3,000 円	9 件

- ※(1) 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位として表示しています。
 (2) 件数は、集計に用いた筆数です。
 (3) 田(水稻)の賃借料を物納する場合、玄米60kg当たり18,800円(令和6年産ひとめぼれJAみやぎ仙南概算払い)で金額換算して算出しています。
 (4) 田については、賃借料のほかに水利費が発生する場合があります。水利費はどちらが負担するか、当事者間で話し合ってください。
 (5) 契約の際には、それぞれの圃場条件等を考慮し、当事者間で十分に話し合った上で賃借料賃借料を決めてください。

～農地法各種申請について～

農地の権利を移動する場合は、農業委員会の許可又は届出が必要となります。農地の権利移動等をお考えの方は事前に農業委員会にご相談ください。農業委員会総会は毎月25日頃です。

各種申請の締切日は下記のとおりです。

●農地法3条・4条・5条の申請 …… 毎月10日頃

※4条・5条の申請の場合、事前に対象農地が農業振興地域かどうか確認してください。担当は農林課農村整備班(Tel72-3026)です。場合によっては、農用地利用計画の変更等申請(※一般的に農振除外申請という)が必要となります。申請の受付は4月・10月末日締切りの年2回です。

●基盤法(農用地利用集積等促進計画) …… 毎月月末